

平成28年2月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成28年2月29日(月) 午前9時00分～11時20分まで
出席委員	(12人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番 押川和夫 6番：山田秋吉 7番：田中俊二 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(0人) なし
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：小野大希
会議録署名委員	8番：堀田 計一 10番：後藤 ミホ
議事日程	平成28年2月29日(月) 1日間
報告	(1) 2月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(4条 1件、非農地証明 1件) (3) 農家相談日結果報告について(2件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条の3 第1項の規定による届出書について(1件) ② 合意解約書の提出について(2件) ③ 農地相談員の活動について(2件) ④ その他
会議事件	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第7号 非農地証明願いの承認について 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 議案第9号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成28年2月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中12名の全員出席ですので、総会は成立しております。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきますが、ご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、8番：堀田計一委員 10番：後藤ミホ委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と小野主事を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料 8 ページをお願いします。 議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてです。 受付番号 6 番 更新です。譲渡人 T. R 譲受人 T. T 土地表示 大字椎木字牛牟田 地目 田 地籍 1,293 m² 移動区分 賃貸借 借賃 粃 35 k g × 2 表 (全部) 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 11,838 m² 担当委員は 10 番後藤委員です。場所につきましては 10 ページに添付しております。</p> <p>受付番号 7 番 譲渡人 W. K 譲受人 N. H 土地表示 大字椎木字百合名 地目 田 地籍 48 m² 他 1 筆 合計 田 2 筆 179 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 100,000 円 経営状況 家族 3 人 労働力 3 人 経営面積 22,971 m² 家畜 なし 移動区分 利用集積 担当委員は 10 番後藤委員です。場所につきましては 11 ページに添付しております。</p> <p>受付番号 8 番 譲渡人 K. T 譲受人 Y・H 土地表示 大字高城字東宮田 地目 田 地籍 996 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 300,000 円 経営状況 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 6,067 m² 家畜なし 移動理由 規模拡大 担当委員は 5 番押川委員です。場所は 12 ページに添付しております。</p> <p>受付番号 9 譲渡人 N. H 譲受人 H・T 土地表示 大字高城字下鶴 地目 田 地籍 754 m² 他 1 筆 合計 田 2 筆 1,466 m² 移動区分 売買 売買価格 全部で 850,000 円です。経営状況 家族 1 人 労働力 3 人 経営面積 30,613 m² 家畜なし 移動理由 規模拡大 担当委員は、1 番 会長 鎌田委員です。以上です。場所は 13 ページに添付してあります。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当委員の説明をお願いします。受付番号 6 番につきましては更新ですので説明は省略します。受付番号 7 番につきまして、担当の 10 番後藤委員より説明をお願いします。</p>
<p>(10 番) 後藤 ミホ</p>	<p>ご説明申し上げます。11 ページの地図をご覧ください。W. K さんと N. H さんの所有地となっています。反対側の道路の角も N. H さんの所有地です。そこで W. K さんから売買の申し出がありまして今回の申請となりました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に受付番号 8 番につきまして、担当の 5 番押川委員に説明をお願いします。</p>
<p>(5 番) 押川 和夫</p>	<p>譲受人の Y・H さんは高鍋町で 6 反ほど農地を持っているということで木城町のほうでも K. T さんが譲るといことです。他にも木城のほうで畑があれば、2～3 町は買いたいという希望もあったそうです。規模拡大ということで購入したいといことです。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号 9 番につきまして、私が担当になりますのでご説明申し上げます。この案件の田 2 筆で地目は田ですが、実際は田としての機能はありません。2 筆とも水がとれない状態です。もとは田でしたが、現在は埋土されて、畑とし</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	その機能しかありません。その事をH. Tさんには申し上げました。H. Tさんはそれで結構ですとのことでした。野菜を作りたいとのこと、田としての機能は必要ありませんとのことでした。この事はN. Hさんにもお伝えし納得されています。ご審議よろしくお願ひします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは質疑に入ります。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手の上、受付番号を言って質疑・意見をお願いします。
(12番) 久保 一美	受付番号8番ですが、1反で約300,000円というのは、この地区の相場かどうかお聞きします。受付番号9番は、約1反5畝の田は850,000円ですので、それと比較すると差があるのではないのでしょうか。
議長（会長） 鎌田 勝敏	事務局のほうで何か聞いていませんか。
事務局 （専門監）	受付番号8番につきましては、本人同士で金額を決めて直接申請書を持って来られました。価格については特には聞いていません。
議長（会長） 鎌田 勝敏	申請時、農業委員会で金額について相場と差額が大きい場合は確認した方が良いでしょう。
(8番) 堀田 計一	ここが300,000円となると、他の農地に影響が出ないのでしょうか。私の担当区域でもあり懸念しています。
議長（会長） 鎌田 勝敏	ここから協議会とさせていただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	本会議に戻ります。 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の申請についてであります。質疑を受け付けます。 (質疑なし) 質疑が無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の申請についてであります。申請につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということですので、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の申請について 原案どおり承認可決といたします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、次に議案第7号非農地証明願ひの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局 （事務局長）	それでは、総会資料14ページ議案第7号 非農地証明願ひの承認についてであります。整理番号1 受付番号3番 申請人 T・M 土地表示 大字 川

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>原 字 今別府 登記地目 畑 現況 原野 586 m² となっています。申請の事由は次のとおりです。</p> <p>事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として 使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等に対する公共投資の対象となった農地でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>担当委員は7番田中委員となっています。場所につきましては15ページに図面を添付しています。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当7番田中委員お願いします。</p>
<p>(7番) 田中 俊二</p>	<p>先程農地部長から報告があったとおりですが、申請地は、この先耕作する予定もなく現在は山林化しており今回の申請は致し方ないと思います。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは写真説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 小野主事</p>	<p>プロジェクターにて写真説明</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第7号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号3番 につきまして質疑を受付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑・意見無し)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第7号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号3番 につきまして原案通り承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで議案第7号 非農地証明願いの承認について整理番号1 受付番号3番 につきまして原案通り承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料 16 ページをお願いします。</p> <p>議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 1 番 申請人 K. T 土地表示 大字椎木 字 桃木窪 地目 畑 地籍 736 m² 転用目的 農業用作業場及び回転場 施設概要 農業用作業場 229.9 m² 回転場 506.1 m²。担当委員は、13 番坂本委員です。資料は 17 ページから 23 ページとなります。先ほど農地部長から説明がありましたように追認の案件となっております。昭和 60 年頃から農業用作業場及び回転場として使用され始めたようですが、その時点で農地転用等の手続きをされることなく利用されていたようです。最近それが判明し、今回の追認申請となっております。始末書等も添付してあります。汚水等の処理につきましては既存の排水施設等に処理をされるということで確約書等も添付しております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>担当の 13 番坂本委員の説明をお願い致します。</p>
<p>(13 番) 坂本 康充</p>	<p>受付番号 1 についてご説明申し上げます。申請人は K. T さんです。申請地は中原地区にある第 1 種農地で追認申請です。始末書に記載されていますように、昭和 60 年頃から農業用作業場として使用しているうちに宅地と勘違いしてしまい、現在ある農業用作業場と回転場としてコンクリート舗装したようです。汚水と雨水の処理方法につきましては確約書に記載してあります。汚水は特に発生せず、雨水は道路、側溝へ放流しております。違反状態を解消するための申請です。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは写真説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 1 番 につきまして質疑を受付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>この農地は青地でしょうか。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地は青地ではありません。農業振興地域内の農地ではありますが、白地です。農地の広がりがあるので、第 1 種農地になります。青地でも白地でも、農業用施設ですので第 1 種でも例外許可で転用は可能です。青地だったとしても農業用施設、農振法の用途は変えないといけませんが、それと土地改良区の転用の協議も必要です。そういった事がクリアできれば転用は可能な施設であります。</p>

<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>一ツ瀬土地改良区のパイプラインがありますが、消防機庫との境に入っていますが、そこから申請地の方にもって来ています。改良区としては、パイプラインが入っていれば下のほうから切らないといけません。その所がどうなっているのかが添付資料だけでは判りません。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>ここから協議会にさせていただけないでしょうか。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ここから協議会とさせていただきます。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>本会議に戻ります。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>土地改良区に入っていれば土地改良区の同意が必要だと思いますが。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>この件について確認をしないとイケないですね。土地改良区に事務局の方で確認をお願いします。それではここで一時休憩とします。</p> <p>～一時休憩～</p> <p>では、本会議を始めます。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>一ツ瀬川土地改良区に確認したところ、申請地につきましては土地改良区の区域として賦課されているということです。隣地については、消防機庫で、転用されていて、除外の手続きがされているという事でした。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ということは、一ツ瀬川土地改良区の許可が要するという事ですね。改良区から外さないといけないということで、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請の承認については保留という事でよろしいですか。</p> <p>(保留について全員賛成)</p> <p>それでは本案件は保留ということで改めて申請をしていただくことでお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に行きます。議案第9号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてです。</p> <p>事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料24ページをお願いします。</p> <p>農用地利用集積計画(利用権設定)について 整理番号1 受付番号8番 譲渡人 K.S 譲受人 K.K 土地表示 大字高城字仁君谷 地目 田地</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>籍 439 m² 他 5 筆 合計田 6 筆 5238 m² 利用目的 稲作 始期 2016 年 3 月 10 日 終期 2021 年 3 月 9 日 (5 年間) 10a 当り借賃 全部で 50,000 円 経営面積 14.2ha 家族数 6 稼働労働力 4 担当委員は、2 番工藤委員です。更新です。資料は 26 ページとなります。</p> <p>整理番号 2 受付番号 9 譲渡人 N・K 譲受人 K・K 土地表示 大字川原 字百合野 地番 1547-1 地目 畑 地籍 2469 m² 他 4 筆 合計畑 5 筆 10,277 m² 利用目的 露地野菜 始期 2016 年 3 月 10 日 終期 2021 年 3 月 9 日 (5 年間) 10a 当り借賃 全部で 75,000 円 経営面積 14.2ha 家族数 6 稼働労働力 4 担当委員は、2 番工藤委員です。更新です。資料は 27 ページとなります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 9 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。議事参与の制限により、12 番久保委員の当該事案の審議から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12 番 久保委員退席)</p> <p>議案第 9 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、お諮りしたいと思います。農用地利用集積計画 (利用権設定) について 申請につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 9 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について承認可決と致します。</p> <p>(12 番久保委員自席にもどる)</p> <p>以上で本会議を終わります。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 3 月の行事予定について 2 平成 28 年度農作業標準賃金及び平成 27 年度中の農地の賃借料について 3 その他</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成 28 年 2 月期の総会を閉会します。</p>

この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。

議 長

署名委員

署名委員